

## 公益財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター給付事業規程

平成 4 年 4 月 1 7 日  
財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター規程第15号  
改正 平成 8 年 3 月 2 8 日  
財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター規程第 5号  
改正 平成 1 0 年 3 月 3 0 日  
財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター規程第 2号  
改正 平成 1 3 年 3 月 3 0 日  
財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター規程第 2号  
改正 平成 1 7 年 3 月 3 0 日  
財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター規程第 2号  
改正 平成 1 9 年 3 月 2 6 日  
財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター規程第 5号  
改正 平成 2 4 年 3 月 2 9 日  
財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター規程第 4号  
改正 平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日  
公益財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター規程第 3号  
改正 令和 4 年 1 1 月 2 日  
公益財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター規程第 1号  
改正 令和 5 年 3 月 3 0 日  
公益財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター規程第 4号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター事業に関する規程第 2 1 条第 2 項の規定に基づき給付事業について、必要な事項を定めるものとする。

(給付事業の範囲と実施方法)

第 2 条 給付事業の範囲は、別表のとおりとし、会員にその給付事由が発生した時は、給付金を給付するものとする。

2 給付事業は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木 2 - 1 1 - 1 7。以下「全労済協会」という。）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約（以下「保険契約」という。）を締結して実施し、公益財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）又は会員が保険契約の被保険者となるものとする。

3 給付金の給付の条件等は、保険契約に付帯する普通保険約款の規定によるものとする。

(請求手続)

第 3 条 給付を受けようとする者は、所定の用紙に給付事由の発生を証する書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

2 給付の請求は、給付事由の発生した日の翌日から 3 年以内に行わなければならない。

(給付金の決定)

第4条 理事長は、前条の規定による請求が行われたときは、必要な調査及び審査を行い、給付の決定を行うものとする。

(給付金の返還)

第5条 虚偽その他不正行為により給付を受けた者がある場合は、理事長はその者に対して、給付した金額を返還させるものとする。

(異議申立て)

第6条 給付の決定内容に不服がある場合は、異議の申立てができる。ただし申立てができる期間は、当該決定を知った日から60日以内とする。

(協議)

第7条 この規程に定めるもののほか、給付に関し必要な事項は、センターと全労済協会が協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成4年4月17日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項の規定による公益法人の設立の登記を行った日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程施行の際、施行前に発生している給付事由については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

給付事由			給付金額(円)	
死亡保険金	会員本人	疾病により死亡した場合	65歳未満	100,000
			65歳以上	50,000
		不慮の事故により死亡した場合		100,000
死亡弔慰金	会員の配偶者が死亡した場合		30,000	
	会員の子が死亡した場合		20,000	
	会員の親が死亡した場合		5,000	
	会員の同居親族が住宅災害により死亡した場合		10,000	
後遺障害・ 重度障害保 険金	会員本人	疾病により重度障害の 状態となった場合	65歳未満	100,000
			65歳以上	50,000
		不慮の事故により後遺障害の状態となった場合		100,000以内
住宅災害保険金	火災等による	会員の居住する建物・家 財の損害の程度が右の 割合となった場合	50%以上	100,000
			30%以上50%未満	70,000
			20%以上30%未満	50,000
			20%未満	20,000
	自然災害による	会員の居住する建物の損 害の程度が右の割合とな った場合	70%以上	30,000
			20%以上70%未満	15,000
			20%未満	3,000
会員の居住する建物の床上浸水		6,000		
祝金	結婚祝金	会員が結婚した場合		10,000
	出生祝金	会員に子が出生した場合		10,000
	就学祝金	会員の子が小学校に入学した場合		5,000
		会員の子が中学校に入学した場合		5,000
	二十歳の祝金	会員が満20歳に達した場合		5,000
	還暦祝金	会員が満60歳に達した場合		5,000
	結婚記念祝金	会員が結婚して右の記 念日を迎えた場合	25周年(銀婚)	5,000
			35周年(珊瑚婚)	7,000
			50周年(金婚)	10,000
	勤続祝金	会員が勤続して右の期 間を経過した場合	10年	5,000
			15年	5,000
			20年	8,000
			25年	8,000
30年			10,000	
35年			10,000	
40年			10,000	